弊社では、お施主様が商品を安全にご使用いただくための、お願い事項やお手入れ方法、商品保証等、重要な内容を記載した取扱説明書や消費者のための必要情報を記載した小冊子を用意しております。同梱されている取扱説明書や、弊社で用意されている小冊子等は必ず、お施主様にお渡しいただくようお願い致します。尚、取扱説明書等の「商品保証について」の内容は次のようになっておりますので、ご承知おきください。

商品保証について

本書は、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中、商品に故障、損傷などの不具合（以下「不具合」といいます）が発生した場合には、お取り扱いの施工店、工務店、販売店又は当社商品相談窓口にご相談ください。

■ 対象商品　　サッシ・ドア商品

■ 保証期間　　施工者よりの引き渡し日（注1・注2）から2年間（電装部品については1年間）
但し、商品からの雨水浸入については10年間とします。
注1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。
注2）分譲住宅（建売住宅）・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

■ 保証内容　　取扱説明書、本体ラベル又はその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に商品そのものに不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項に該当する場合を除き無料修理いたします。
なお、強風雨時に、サッシ下枠に雨水がたまることがありますが、これは商品上の特性であり不具合ではありません。
不具合といえる雨水浸入は、サッシ下枠を越えて雨水が流れ出たり、あふれ出たりすることです。

■ 免責事項　　保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。
①当社の手配によらない加工、組立て、施工、管理、メンテナンスなどに起因する不具合
（例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食。中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食。工事中の養生不良に起因する変色や腐食など）
②表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取付けられた場合の不具合
③建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合
④商品又は部品の経年変化（使用に伴う消耗、摩耗など）や経年劣化（樹脂部品の変質、変色など）又はこれらに伴うさび、かびなどその他類似の不具合
⑤商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食又はその他の不具合
（例えば、塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガスなどが付着して起きる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など）
⑥商品又は部品の材料特性に伴う現象
（例えば木製品の反り、干割れ、色あせ、木目違い、ふし抜け、樹液のにじみ出しなど）
⑦天災その他の不可抗力
（例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災など）による不具合又はこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合
⑧施工当時実用化されていた技術、知識では予測することが不可能な現象又はこれが原因で生じた不具合
⑨犬、猫、鳥、鼠などの小動物に起因する不具合
⑩引き渡し後の操作誤り、調整不備又は適切な維持管理を行わなかったことによる不具合
（例えば、クレセント・錠などの部品が、使用中にがたついたり異音などが発生し、異常が生じたまま使用し続けたことが原因で発生した傷・破損などの不具合）
⑪お客様自身の組立て、取付け、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合
⑫本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合又は使用目的と異なる使用方法による場合の不具合
⑬犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合

＊保証期間経過後の修理、交換などは有料とさせていただきます。

＊本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、お取り扱いの施工店、工務店、販売店又は当社商品相談窓口にお問い合わせください。

トステム株式会社

修理のご相談先について

商品に不具合が生じて修理が必要な場合、下記の例のように商品の組み立て・調整、取付け等に起因する場合がありますので、不具合状態をご確認の上、施工された（取付けた）業者様にご相談ください。

代表的な例		ご相談（修理依頼）先
●ドアクローザの調整が適切でなく、開閉が軽すぎる、重い、または異音がする。（ネジのゆるみ） ●障子の建て付け調整が不十分なため、隙間があく、障子の走りが悪い、または施錠しにくい。 ●雨戸サッシの雨戸錠の穴位置調整が不十分なために雨戸錠がかからない。	**予想されること** 商品の組み立て・調整等の不備がある場合があります。	施工された（取付けた）業者様
●鴨居の垂れ下がりなどサッシの調整限度を超えた狂いにより開閉できない、しにくい。 ●窓台の強度および補強板取付けが不十分なため、出窓が垂れ下がる。 ●ドア枠が水平・垂直に施工されていないために開閉しにくい、またはドア下から光が見える。	**予想されること** 商品の取付け工事等の不備がある場合があります。	

「有償扱い」のご注意

メーカー修理を依頼される場合、「有償扱い」になることもあります。お施主様がお持ちの工具で簡単に修理できるケース、または専門工事を伴うケースがありますので、事前に施工（取付け）業者様にご相談ください。